# 官庁報告

## 官庁事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第十九号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第六項に規定する指定公共機関を次のとおり指定したので公示する。

平成二十五年四月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　公益社団法人日本医師会
二　公益社団法人日本歯科医師会
三　公益社団法人全日本病院協会
四　一般社団法人日本医療法人協会
五　一般社団法人日本病院会
六　公益社団法人日本薬剤師会
七　公益社団法人日本看護協会
八　一般財団法人化学及血清療法研究所
九　株式会社ジェイ・エム・エス
十　株式会社トップ
十一　北里第一三共ワクチン株式会社
十二　グラクソ・スミスクライン株式会社
十三　塩野義製薬株式会社
十四　第一三共株式会社
十五　武田薬品工業株式会社
十六　中外製薬株式会社
十七　テルモ株式会社
十八　ニプロ株式会社
十九　一般社団法人日本ワクチン産業協会
二十　一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
二十一　沖縄電力株式会社
二十二　関西電力株式会社
二十三　九州電力株式会社
二十四　四国電力株式会社
二十五　中国電力株式会社
二十六　中部電力株式会社
二十七　東京電力株式会社
二十八　東北電力株式会社
二十九　北陸電力株式会社
三十　北海道電力株式会社
三十一　電源開発株式会社
三十二　日本原子力発電株式会社
三十三　大阪瓦斯株式会社
三十四　西部瓦斯株式会社
三十五　東京瓦斯株式会社
三十六　東邦瓦斯株式会社
三十七　オーシャントランス株式会社
三十八　商船三井フェリー株式会社
三十九　新日本海フェリー株式会社
四十　太平洋フェリー株式会社
四十一　マルエーフェリー株式会社
四十二　株式会社商船三井
四十三　川崎汽船株式会社
四十四　日本郵船株式会社
四十五　全日本空輸株式会社
四十六　日本航空株式会社
四十七　東海旅客鉄道株式会社
四十八　西日本旅客鉄道株式会社
四十九　東日本旅客鉄道株式会社
五十　小田急電鉄株式会社
五十一　近畿日本鉄道株式会社
五十二　京王電鉄株式会社
五十三　京成電鉄株式会社
五十四　京阪電気鉄道株式会社
五十五　京浜急行電鉄株式会社
五十六　首都圏新都市鉄道株式会社
五十七　西武鉄道株式会社
五十八　東京急行電鉄株式会社
五十九　東武鉄道株式会社
六十　名古屋鉄道株式会社
六十一　南海電気鉄道株式会社
六十二　阪急電鉄株式会社
六十三　阪神電気鉄道株式会社
六十四　旭タンカー株式会社
六十五　井本商運株式会社
六十六　上野トランステック株式会社
六十七　川崎近海汽船株式会社
六十八　近海郵船株式会社
六十九　栗林商船株式会社
七十　鶴見サンマリン株式会社
七十一　日本海運株式会社
七十二　琉球海運株式会社
七十三　佐川急便株式会社
七十四　西濃運輸株式会社
七十五　日本通運株式会社
七十六　福山通運株式会社
七十七　ヤマト運輸株式会社
七十八　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
七十九　ＫＤＤＩ株式会社
八十　ソフトバンクテレコム株式会社
八十一　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
八十二　ソフトバンクモバイル株式会社

**附　則**

この公示は、平成二十五年四月十三日から施行する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第二十八条第三項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による処分に係る公用令書等の様式を次のように定める。

平成二十五年四月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第二十八条第三項の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

**附　則**

この公示は、平成二十五年四月十三日から施行する。